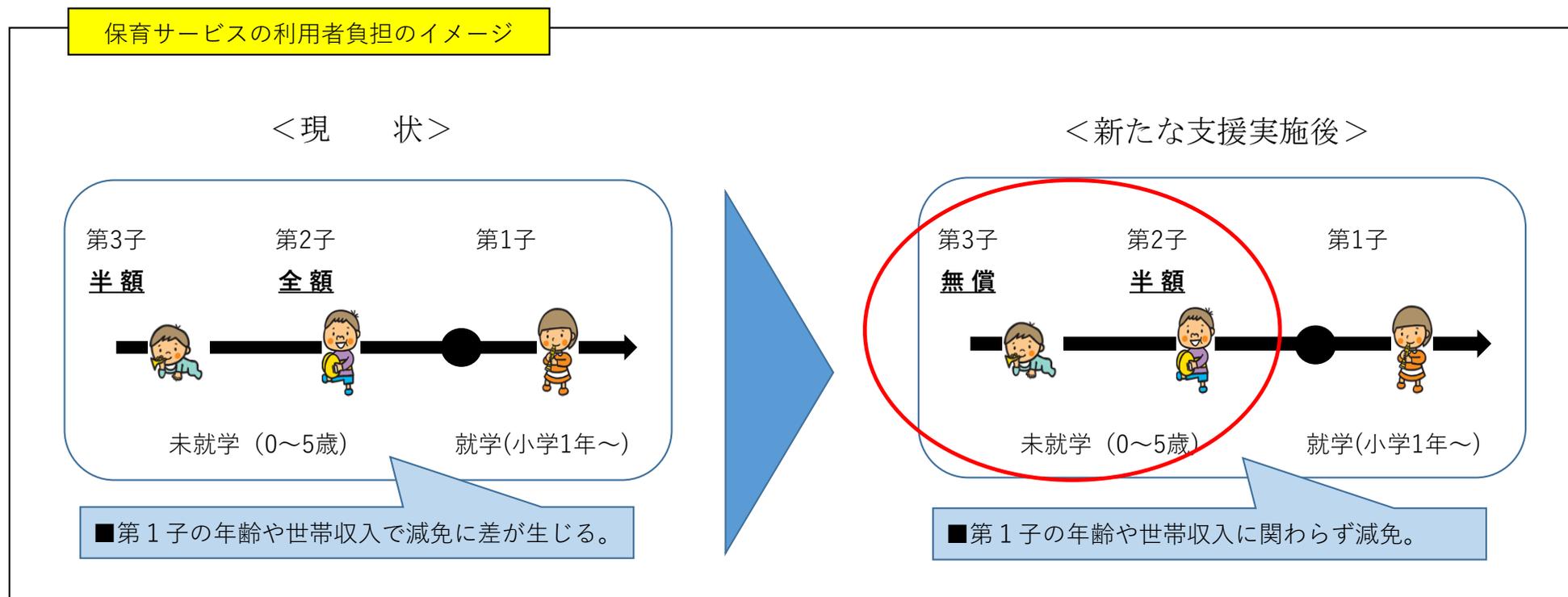


## 東京都における多子世帯に対する新たな支援について



現状では、第1子の年齢や世帯収入によって、第2子以降の利用者負担額の負担軽減制度に差が生じている。

具体的には、年収360万円未満相当の世帯については、年齢制限なく児童の数をカウントするが、年収360万円以上の世帯では、小学校就学前の児童のみカウントすることとなる。

新たな支援策では、年収に関わらず、年齢制限なく児童の数をカウントし、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無償とすることとしている。